

優良建築物等整備事業

ねらい

合併後の象徴となる街並みにふさわしい地域交流拠点等の整備を促進する。

概要

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う。

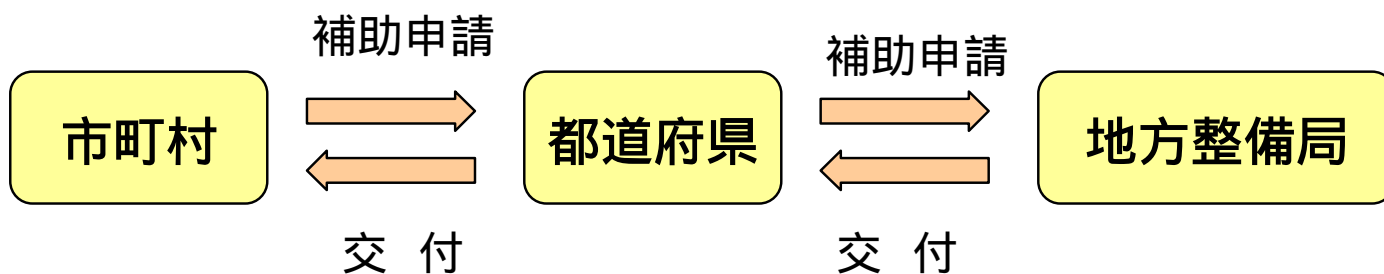
支援措置

合併関係市町村において本事業の実施を支援する。また、その施行区域要件の一つである「人口5万人以上の市の区域」に該当しない区域においても、合併後の地域交流拠点を整備する事業については、市街地総合再生計画等他要件の適用により、本事業の積極的活用を図る。

施策・事業の枠組み

事業主体
市町村等

ながれ



担当 建政部 都市調整官

087 - 851 - 8061(内線6113)